

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

受動喫煙防止対策の推進に係る

「北海道受動喫煙防止条例（仮称）」

の基本的な考え方（案）

「受動喫煙」とは、本人がたばこを吸っていないなくても他の人が吸っている「たばこ」から出る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。
いずれの煙にもニコチンやタールなど、多くの有害物質が含まれており、それを吸い込んだ人にも影響を及ぼします。

令和元年 月 日
北海道保健福祉部

「北海道受動喫煙防止条例（仮称）」制定の必要性

- 本道においては、肺がん死亡率や成人喫煙率が高く、子どもをはじめとする「望まない受動喫煙」を生じさせない環境づくりが必要です。
- 各施設の管理権原者等が受動喫煙防止のための措置を講じるため、地域の実情に応じた自主的な取組を推進できるよう関係団体が協力した機運醸成が必要です。
- 観光等で訪れる方も快適に過ごせる環境づくりの観点から、国際的に質や満足度の高い観光地づくりを目指す本道として受動喫煙対策にも積極的な姿勢を打ち出すことが必要です。

がん対策六位一体協議会による「条例の早期制定等」の要望

道議会における「受動喫煙ゼロの実現を目指す決議」

健康増進法の一部改正
(平成30年7月)

本道の現状や改正健康増進法の内容等を踏まえ、本道の実情に応じた受動喫煙対策を推進するため、道条例を制定することが必要

「健康増進法」の一部改正内容（概要）

- 平成30年(2018年)7月、健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙を防止するための取組が「マナー」から「ルール」に変更



2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
多くの人を利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に

20歳未満の
立入禁止

20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に

喫煙室の
設置が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に

標識掲示が
義務付け

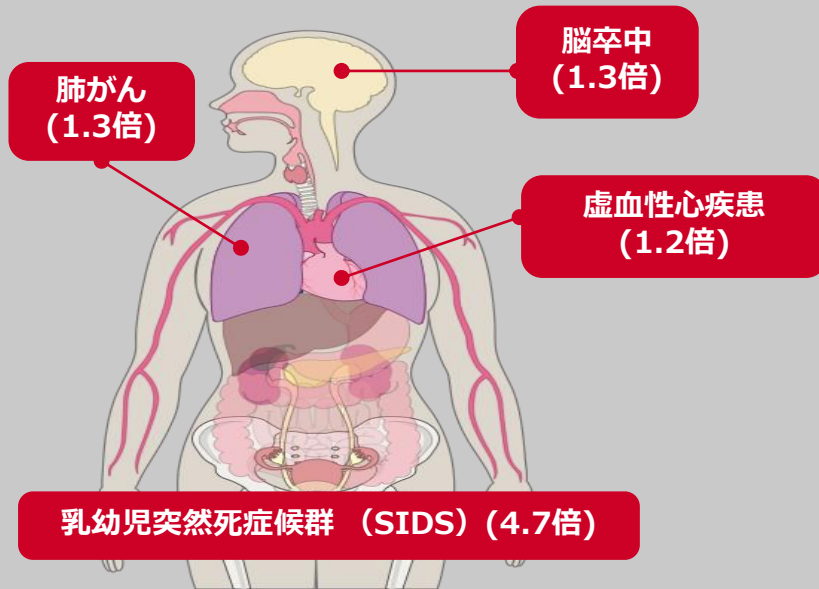
喫煙室には
標識掲示が義務付けに

受動喫煙による健康影響

- 受動喫煙によってリスクが高まる病気※には**肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)**がある。
- 年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。

※因果関係を推定する証拠が十分(確実)な病気

受動喫煙によってリスクが高まる病気



() ...受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か

出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、
国立がん研究センターがん情報サービス

受動喫煙による年間死亡数推計値

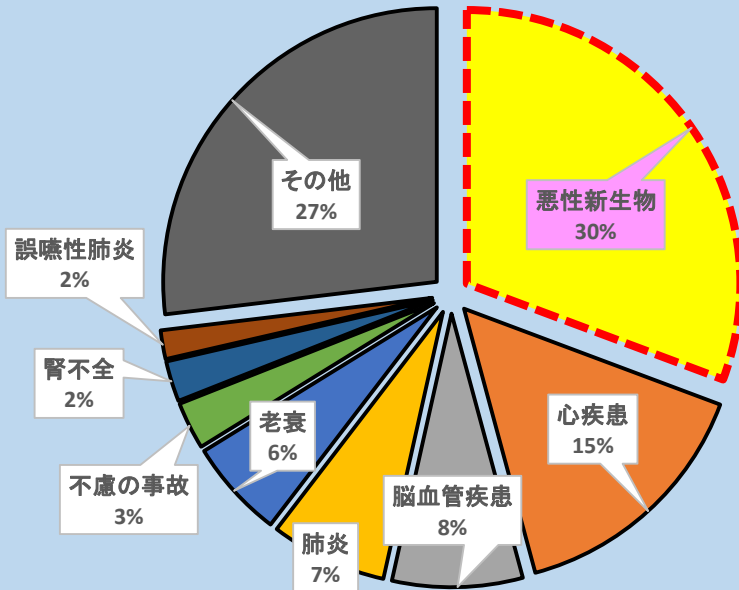
	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合計	15,030 (人)	

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

道民の死因別死亡割合等 (H29)

死因別死亡割合



本道の平成29年における死亡者は、生活習慣病に関連する「がん」「心疾患」「脳血管疾患」の順に多く、全体の53%を占めています。

出典：平成29年人口動態統計（厚生労働省）

順位	男性（死亡者：11,412人）		女性（死亡者：8,367人）	
	部位別	人数	部位別	人数
第1位	肺がん	2,918人 (25.6%)	肺がん	1,256人 (15.0%)
第2位	胃がん	1,388人 (12.2%)	大腸がん	1,231人 (14.7%)
第3位	大腸がん	1,331人 (11.7%)	膵がん	1,057人 (12.6%)
第4位	膵がん	975人 (8.5%)	乳がん	710人 (8.5%)
第5位	肝がん	793人 (6.9%)	胃がん	680人 (8.1%)

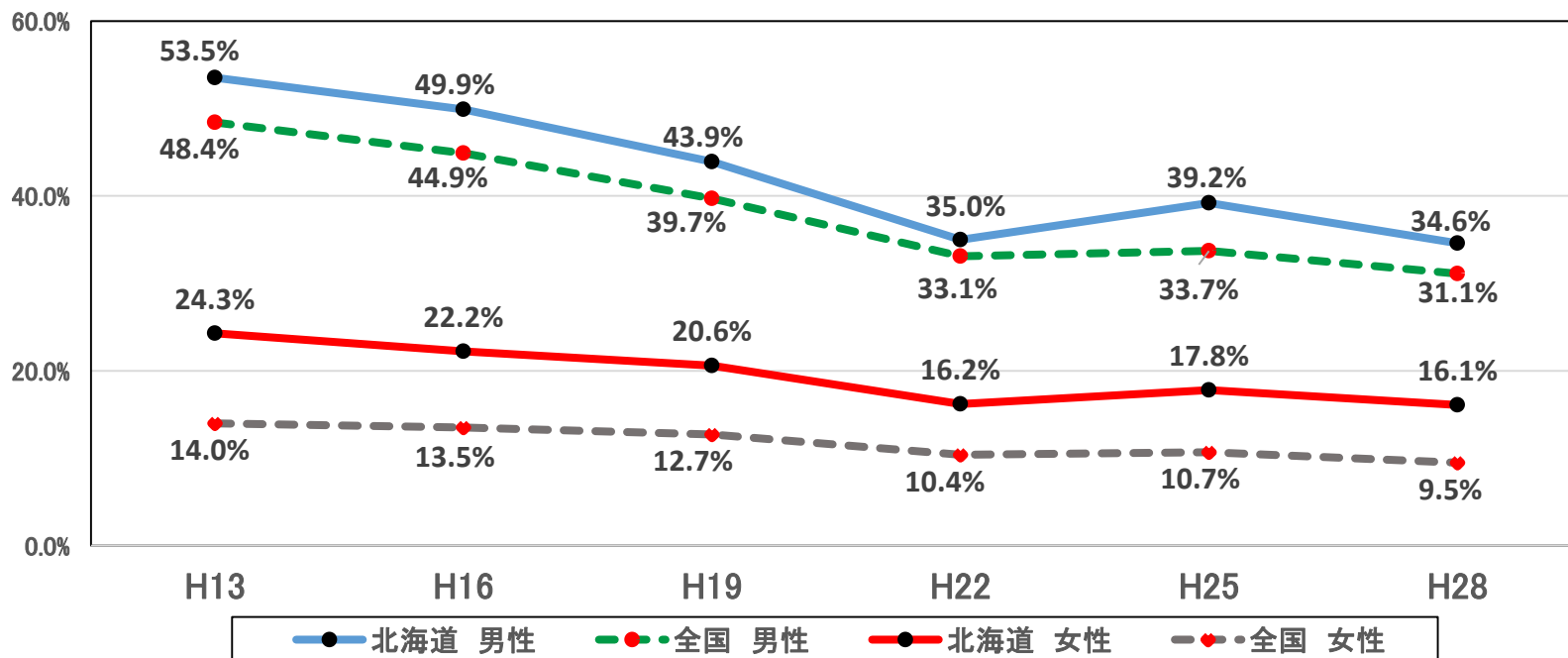
がんの部位別死亡者数は、男女ともに「肺がん」が最も多い状況にあります。

出典：平成29年人口動態統計（厚生労働省）

道内の喫煙者の状況 (H28)

区 分	男 性		女 性	
	北海道	全 国	北海道	全 国
成 人	34.6%	31.1%	16.1%	9.5%
(再掲) 20~24歳	22.6%	27.1%	9.9%	8.4%
中学1年生	0.5%	1.0%	0.2%	0.3%
高校3年生	0.8%	4.6%	0.5%	1.5%
妊 婦	—	—	6.3%	3.8%

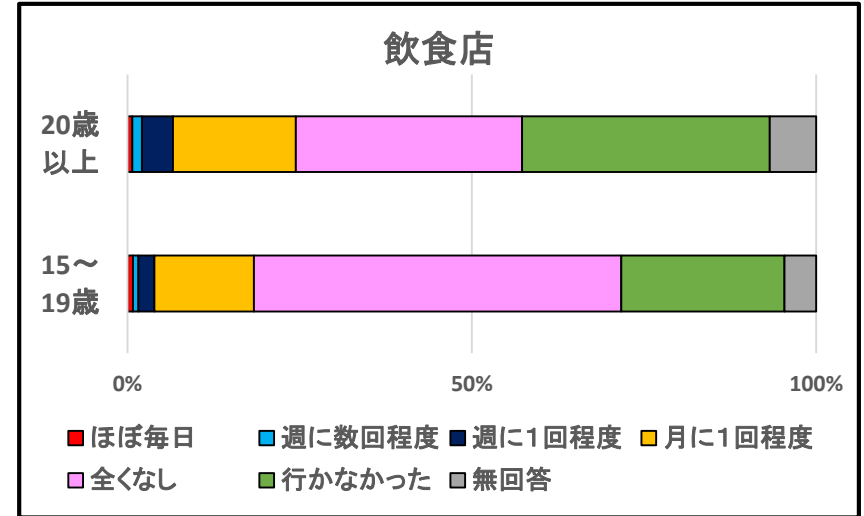
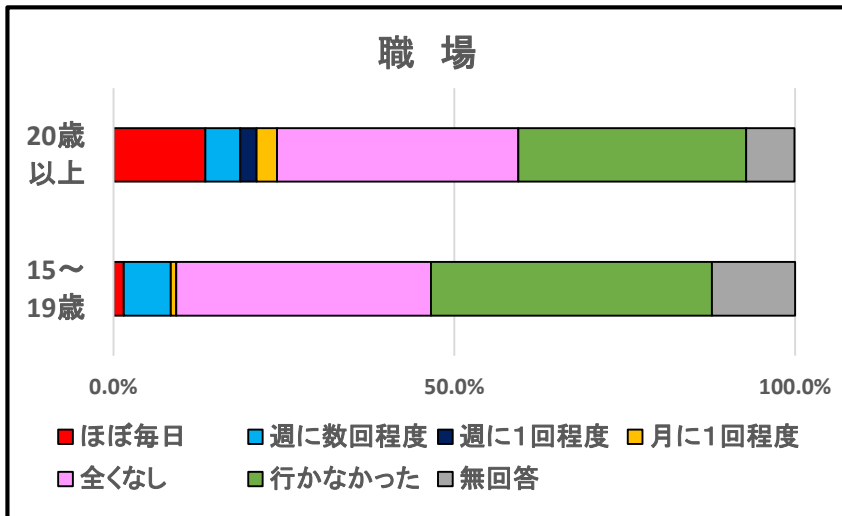
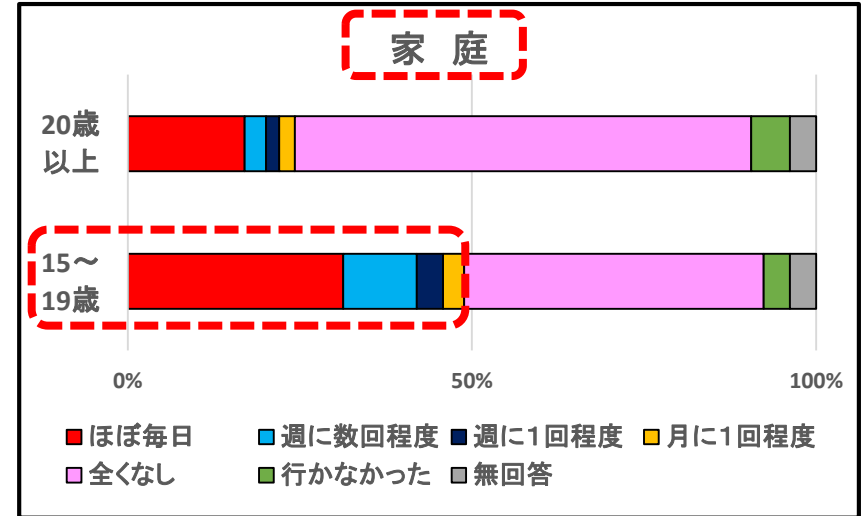
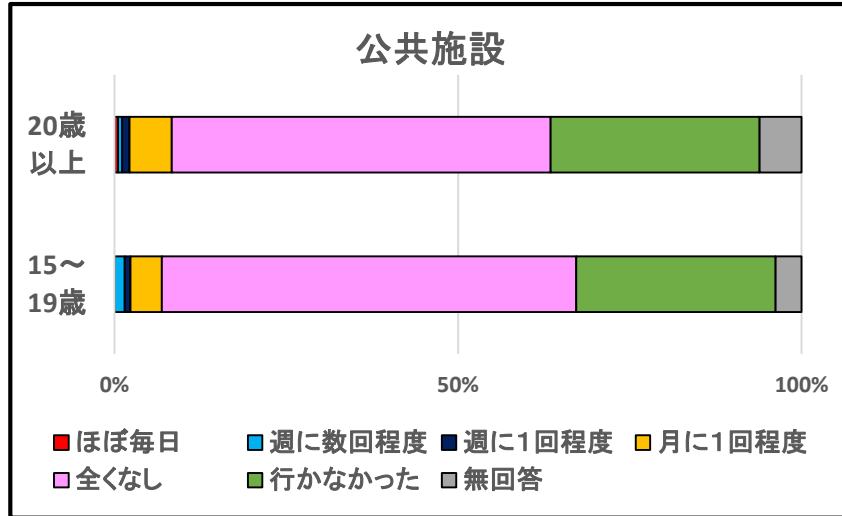
本道における成人の喫煙率は、男女とも全国平均を上回っており、男性は全国ワースト4位、女性はワースト1位となっています。



出典：平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）

道内の受動喫煙の現状（H28）

- 公共施設における受動喫煙対策は、他所と比べて一定程度進んでいます。
- 家庭における15～19歳の受動喫煙は、他所と比べて約50%と高い状況です。



【 条例の基本的な考え方 】

本案は、大学等の有識者、関係団体・事業者、市町村等で構成する「道民の健康づくり推進協議会受動喫煙防止対策専門部会」において計5回の協議をいただき、そのご意見に基づき作成しています。

今後は、本案に対する道民の皆様からのご意見等を踏まえつつ、道条例の制定に向けた検討を進めていくこととしています。

【 条例の基本的な考え方 】

（ 1. 目的・理念 ）

条例制定に当たっての目的・理念については、次のとおり考えています。

【 条例の基本的な考え方 】

（ 2. 主な責務等 ）

対策を推進するためには、道や道民等が一体となって取り組む必要があることから、それぞれに次の責務を果たすことなどを求めたいと考えています。

【 条例の基本的な考え方 】

（ 3 . 基本的施策 ）

道が実施する基本的な施策については、次のとおり考えています。

【 条例の基本的な考え方 】

（ 4 . 道条例で定める規定（取組） ）

道条例で定める規定（取組）は、次の項目を考えています。

① ● ● ● ● ● ●

国の考え

道の考え

条例骨子（案）

【 条例の基本的な考え方 】

(5. その他)

法に準拠するもの

附則